

檜葉町に県立診療所を整備します！

- 双葉郡においては、広野町等で住民の帰還が始まっているほか、檜葉町においても帰町に向けた条件整備が進められ、また、多くの復旧・除染等に関わる作業員等が郡内に滞在するなど、当該地域の医療需要は高まりつつあります。
- このような中、昨年4月開催の双葉地方町村長会議において、公的医療機関を檜葉町に設置する方向で意見が整理され、県に対し、要望があったところです。
- そのため、県では、双葉地域の復興及び住民の帰還に向けた環境を整えるため、「無床診療所」を整備することとしました。

《県立診療所の概要》

1 基本理念

双葉地域の復興及び住民の帰還に向けた環境を整えるため、医療提供体制を整備し、親切的な医療に努め、県民の皆様の立場に立った良質な医療サービスを提供する。

2 診療科目

内科（常設）、整形外科（非常設）

3 運営等

- 運営主体：県
- 設置期間：平成28年2月から双葉地域の医療体制の本格的回復まで
- 位置付け：県立大野病院の附属診療所

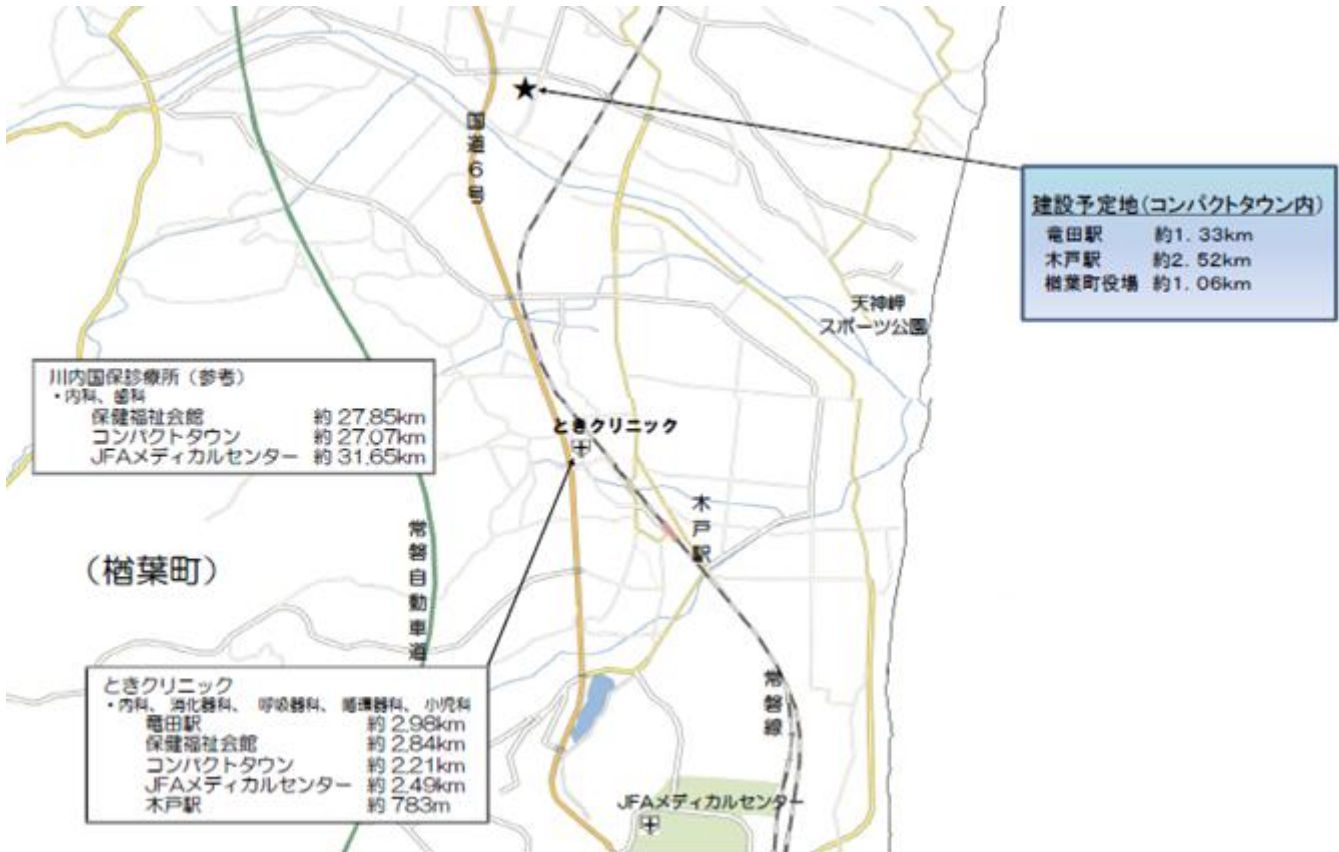
4 人員体制

医師2人、看護師3人、薬剤師1人、放射線技師1人、事務職員1人（外、兼務事務1人）※開設時の人員体制、今後変更が必要な場合は関係部局と協議し決定。

5 診療時間等

- 受付時間：午前8:30～11:30／午後13:30～16:30（土日祝日を除く）
- 診療時間：午前9:00～12:00／午後14:00～17:00（土日祝日を除く）

6 建設予定地



7 整備スケジュール案

	平成27年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
造成工事【町対応】		土地造成											
設計・建築確認		設計											
建設・外構工事						建設・外構工事							
医療機器選定・購入・搬入				選定		購入			搬入				
開所											開所		

※診療所の開所時期は、工事の進捗状況等により前後する場合があります。

佐原局長



《佐原局長からのひとこと》

○昨年「医療介護総合確保推進法」が公布されました。急激な人口減少と著しい高齢化、それに伴う疾病構造の変化の中でこれに対応しうる医療体制を構築するため、官民間わず役割分担と連携により地域医療構想を策定しようというものです。

○県立病院の規模は小さいもののその担う役割は大変大きいものがあります。医療の地域格差が言われていますが、病院局も皆さんとともに知恵を出し合い、地域医療に貢献できるよう努力したいと思います。

発行 病院局病院経営課 TEL : 024-521-7228 FAX : 024-521-7924